

第 18 号議案

神戸市こべっこあそびひろば条例の一部を改正する条例の件

神戸市こべっこあそびひろば条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市こべっこあそびひろば条例の一部を改正する条例

神戸市こべっこあそびひろば条例（平成30年12月条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前														
(名称及び位置)	(名称及び位置)														
第 2 条 ひろばの名称及び位置は、 次のとおりとする。	第 2 条 ひろばの名称及び位置は、 次のとおりとする。														
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市こべっこあ そびひろば・岡場</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">神戸市こべっこあ そびひろば・西神 中央</td> <td style="border: 2px solid black;">神戸市西区糀台 5 丁目 6 番地の 1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市こべっこあ そびひろば・岡場	[略]	神戸市こべっこあ そびひろば・西神 中央	神戸市西区糀台 5 丁目 6 番地の 1	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市こべっこあ そびひろば・岡場</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市こべっこあ そびひろば・岡場	[略]
名称	位置														
[略]	[略]														
神戸市こべっこあ そびひろば・岡場	[略]														
神戸市こべっこあ そびひろば・西神 中央	神戸市西区糀台 5 丁目 6 番地の 1														
名称	位置														
[略]	[略]														
神戸市こべっこあ そびひろば・岡場	[略]														

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和5年3月31日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、神戸市こべっこあそびひろば・西神中央の供用を開始する日は、令和5年3月31日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日とする。

(準備行為)

- 3 この条例による改正後の神戸市こべっこあそびひろば条例（以下「新条例」という。）を施行するために必要な神戸市こべっこあそびひろば・西神中央に係る指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新条例の例によりすることができる。

理 由

神戸市こべっこあそびひろば・西神中央を新たに設置するに当たり、条例を改正する必要があるため。